

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律 の概要

1 公布及び施行

平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）
平成16年6月 2日改正法公布、平成16年12月 2日改正法施行
平成19年7月11日改正法公布、平成20年 1月11日改正法施行
平成25年7月 3日改正法公布、平成26年 1月 3日改正法施行

2 平成25年改正法のポイント

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなりました。



内閣府 男女共同参画局

(内閣府)配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

配偶者からの暴力

いろいろな形態があります。

配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。

※ 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※ 生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。

※ 保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象

相談

いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターもあります。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、実施されている事業は、各施設によって異なります。

警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護

配偶者から逃れたい。

婦人相談所

では、

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

※一時保護は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間のシェルター等に委託されることもあります。

自立支援

自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

では、

自立支援のため、生活の支援、就業の支援、住宅の支援等に関する様々な情報を提供しています。

保護命令

配偶者が近寄ってこないようにしたい。

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立て*により、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

※ 事実婚の場合の申立て、元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手に対する申立て、元生活の本拠を共にする交際相手に対する申立てもできます。

保護命令には、以下の種類があります。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。^(※2)

※1 対象は、

- ① 被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- ② 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（①以外の配偶者の子ども含む。）

です。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為^(※1)を禁止する命令です。

期間は6か月です。^(※2)

※1 対象は被害者本人のみです。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

通報

○配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

○また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)

配偶者暴力防止法の概要（チャート）

被害者

保護命令の申立て

- ・被害者の配偶者からの身体に対する暴力
- ・被害者の配偶者からの生命等に対する脅迫

* 配偶者暴力相談支援センター・警察への相談等がない場合、公証人面前宣誓供述書を添付

地方裁判所

地裁の請求に基づく書面提出等

保護命令発令の通知

* 配偶者暴力相談支援センターへの通知は、センターへの相談等があった場合のみ

保護命令

- 被害者への接近禁止命令
 - 子への接近禁止命令
 - 親族等への接近禁止命令
 - 電話等禁止命令
 - 退去命令（2か月）
- （6か月）

発令

相手方

申立人の配偶者・元配偶者（事実婚を含む。）、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手

保護命令違反に対する罰則

1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

国や地方公共団体は・・・

- 主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣）による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定（市町村については努力義務）

相談
援助
相
援
保

警察

- 暴力の防止
- 被害者の保護
- 被害発生防止のために必要な措置・援助

連携

配偶者暴力相談支援センター

- 相談又は相談機関の紹介
- カウンセリング
- 緊急時における安全の確保
- 一時保護（婦人相談所）
- 自立支援・保護命令利用・シェルターの利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助

委託

連携

福祉事務所

- 自立支援等
- 母子生活支援施設への入所、保育所への入所、生活保護の対応、児童扶養手当の認定等

連携

民間団体

情報提供努力義務

国民
（医師等）

- ① 発見した者による通報の努力義務
- ② 医師等は通報することができる（被害者の意思を尊重するよう努める）

厚生労働大臣が定める基準を満たす者
（民間シェルター・母子生活支援施設等）